

契 約 書 (案)

1 業務名 施設管理システム設計・開発業務

2 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

3 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 契約保証金

契約金額の百分の十以上の金額とし、乙は甲に対し予め定めた方法により納付する。ただし、愛知県財務規則第 1 2 9 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は契約保証金の納付を全部又は一部を免除する。

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 7 年 月 日

甲 名古屋市東区東桜一丁目 1 3 番 2 号
愛知芸術文化センター長

乙

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの承諾を得た場合においても、当該第三者が委託業務の全部を一括して他の第三者に委任し、又は請け負わせることのないようにしなければならない。

(委託業務の変更等)

第3条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合、契約期間又は契約代金を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面により定める。

(契約の解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、第1項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(委託業務従事者及び作業責任者の届出)

第5条 乙は、委託業務の実施に当たり委託業務従事者を甲に届け出るものとする。

- 2 乙は、委託業務従事者の中から作業責任者を選任し、甲に届け出るものとする。

- 3 作業責任者は、委託業務従事者の指揮監督及び甲と乙の連絡等委託業務の遂行に必要な事務を行うものとする。

(資料提供)

第6条 乙は、委託業務の遂行にあたって、甲が所有する仕様書、図面、資料その他の資料及び情報が必要な場合には、甲に対してこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。

(資料管理)

第7条 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料・情報等（以下、「開示情報等」という。）については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保存するものとする。

- 2 乙は、開示情報等のうち、原本として開示されたものについては、その必要がなくなった時点で遅滞なく甲に返却するものとする。複製物として開示されたものについては甲から特段の指示がなされない場合は、乙の判断で随時廃棄処分することができる。開示情報が電子文書又は電磁的記録の場合の返却及び廃棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上、決定することとする。

(秘密の保持)

第8条 乙及び第2条ただし書きの規定により承諾を得た第三者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の秘密について、甲の許可なく第三者に漏らしてはならず、また、データ、成果物その他委託業務に関する資料を業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者への提供をしてはならない。ただし、他の都道府県に供する目的に使用する場合にあっては、この限りではない。

- 2 甲は、乙及び第2条ただし書きの規定により承諾を得た第三者が前項の規定に違反して秘密を漏らして受けた損害については、乙にその賠償を求めることができる。

- 3 前各項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても有効とする。

- 4 乙は、本契約にかかる業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報については、別添「個人情報取扱事務委託基準」によらなければならない。

(複写・複製の禁止等)

第9条 乙及び第2条ただし書きの規定により承諾を得た第三者は、甲の同意なくして成果物その他委託業務に関する資料を複写及び複製してはならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反することにより受けた損害については、乙にその賠償を求めることができる。

(事故等の措置)

第10条 乙は、委託業務に関し事故が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示を仰がなければならない。

(報告の徴収等)

第11条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の実施状況や個人情報の取扱方法等について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(甲による監査)

第12条 甲は、第6条に基づき、貸与・開示した資料及び情報の利用、管理及び保管状況、個人情報の取扱方法、その他委託業務の履行に関し必要な調査を行うため、定期的又は随時監査を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の監査に協力し必要な情報を提供しなければならない。

3 監査の対象事項及び方法、その他必要な事項については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、乙の委託業務の従事者が、当該従事者の責に帰すべき事由により甲に有形、無形の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。なお、賠償の上限金額は乙に故意または重大な過失があった場合を除き、契約金額とする。

(成果物の著作権等)

第14条 この委託業務において作成される成果物の著作権の扱いについて乙は著作権法第21条（複製権）、第26条の2（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を甲に無償で譲渡する。

2 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために改変を行うことができるものとする。

(完了検査及び報告)

第15条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を成果物に添えて提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、この契約と相違し、又は不完全な部分がある場合は、甲の指定する期間内に補正しなければならない。この場合、補正に要する費用は乙の負担とする。

4 乙は、前項の補正をしたときは、直ちに甲に終了届けを提出しなければならない。この場合における再検査については、第2項の規定を準用する。

(検査結果の通知及び引渡し)

第16条 甲は、前条の検査の結果、その内容がこの契約の目的を達成していると認めたときは、乙に対して検査の合格通知をするものとし、合格の日をもって甲に成果物が引き渡されるものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第17条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第18条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方と

しない措置を講じることがある。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティに関する特約)

第24条 甲及び乙は、別添「情報セキュリティに関する特約条項」を遵守しなければならない。

(委託業務の変更等)

第25条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、契約の内容を変更することができる。

(事故等の措置)

第26条 乙は、データ、成果物、その他委託業務に関する一切の資料について紛失等の事故が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。このための損害賠償については、甲の指示によるものとする。

(愛知県財務規則の準用)

第27条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第28条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第29条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

別記

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。

2 乙は、甲の承認により第三者に事務を委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

(資料等の返還等)

第9 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第10 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をし

た場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(事故の場合の措置)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー及び愛知芸術文化センター芸術文化情報システム管理運営要領を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対し

て、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。